

議案第 76 号

前橋市民生委員定数条例の改正について

平成 28 年 6 月 14 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市民生委員定数条例の一部を改正する条例

前橋市民生委員定数条例（平成 27 年前橋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

本則中「668 人」を「672 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。